

大韓民国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長

令和8年6月23日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

現状及び調査の概要

- 令和3年6月以降、大韓民国（以下「韓国」という。）産炭酸二カリウムに対して、不当廉売関税を課税中。
※不当廉売関税率：30.8%（課税期間：令和3年6月24日～令和8年6月23日）
- 令和7年6月、AGC株式会社が韓国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を申請したことを受け、同年8月より調査を開始。

【調査対象貨物】

- 名称：炭酸二カリウム
- 輸入統計品目番号：2836.40-010
（WTO協定：3.9% RCEP：無税）
- 外観：白色の粉末又は無色の液体
- 主な用途：中華麺に添加するかんすいの原料、
液晶パネルなどのガラス類の原料等



【外観】
粉末



【用途例】
液晶パネル用ガラス基板

（出所：申請者提供資料）

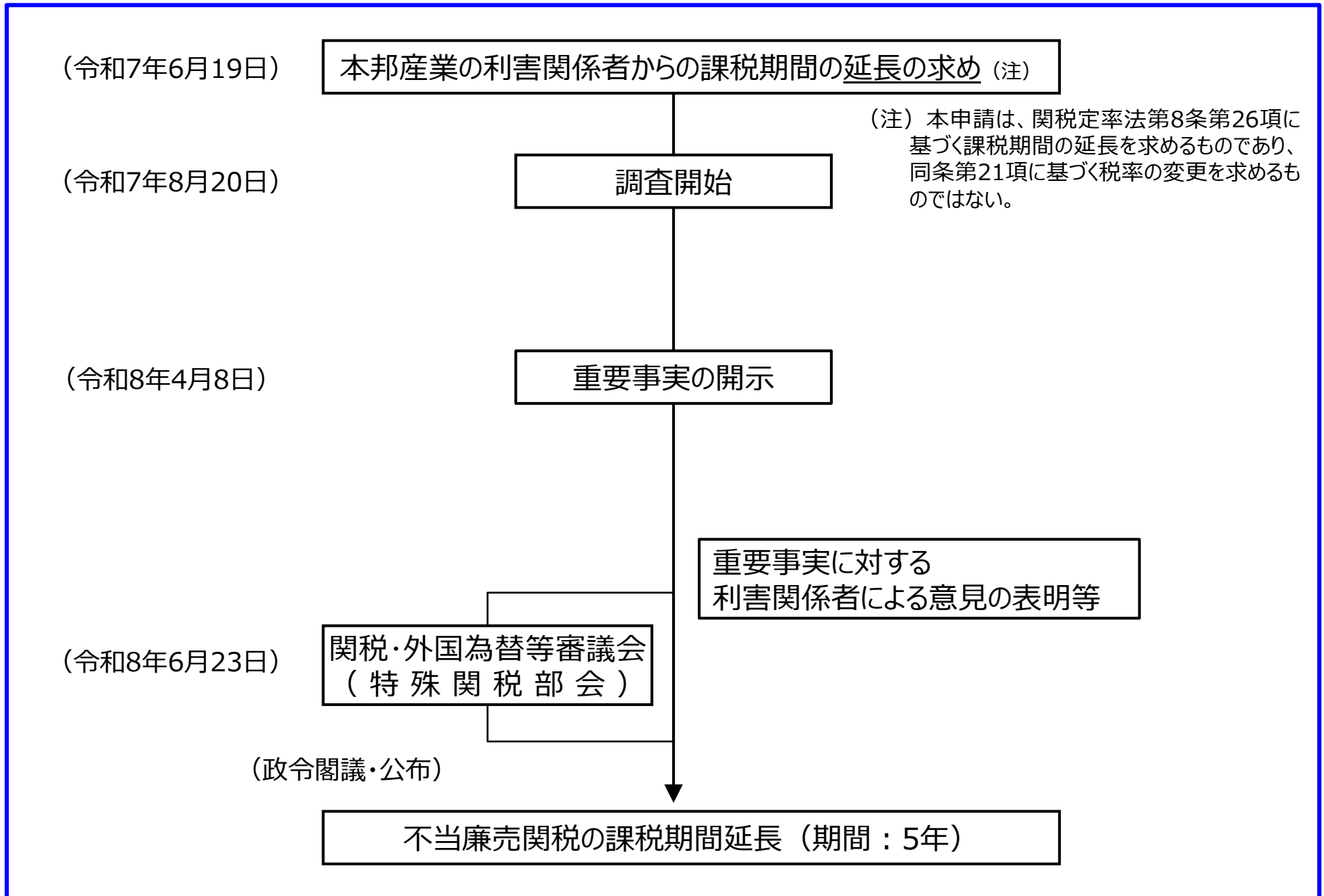
不当廉売関税の延長要件

- ① 不当廉売がされた貨物の輸入が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ
- ② 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれ

【調査対象期間】

- 上記要件①について：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- 上記要件②について：令和2年1月1日～令和6年12月31日

調査・課税手続の流れ（延長）



不当廉売がされた貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれ

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

- 韓国から日本へ輸出される炭酸二カリウムの輸出価格が、正常価格（輸出国の国内価格）と比較してどれほど安く設定されているか（不当廉売がされているか）、調査を実施。

（注） 正常価格及び輸出価格について、調査当局に対して質問状回答を提出した供給者はいなかったことから、当局が知ることができた事実に基づき算出。

- 調査により、正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったことから、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められた。

【表 1】 不当廉売差額率

国（供給者名）		不当廉売差額率
韓国	（UNID）	36.34%
	（その他の供給者）	36.34%

（注） 不当廉売差額率 = $\left(\frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$

不当廉売がされた貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれ

- 韓国の供給者には、相当程度の余剰生産能力があり、将来の増産が見込まれるが、当該増産を全て吸収することができる韓国市場及び海外市場は存在しない。

- 日本への炭酸二カリウムの輸出について不当廉売がされている事実、及び韓国の供給者の生産能力・市場状況を踏まえれば、不当廉売がされた貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められた。

本邦産業の損害が継続し、又は再発するおそれ

本邦産業の状況

- 現行の不当廉売関税賦課のもと、本邦の産業の損害に係る指標については下記のとおり改善したものがあ一方で、悪化したものもある。

(改善したもの)

売上高 (A) 、営業利益 (B)

(悪化したもの)

韓国産品の輸入量 (C) 、本邦産業の生産量 (D) 、
販売量 (E) 、市場占拠率 (F)

【表 2】 本邦産業の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
本邦産業の売上高(A)	100	118	205	240	230
本邦産業の営業利益(B)	100	111	162	169	371
韓国産品の輸入量(C)	100	113	100	115	119
本邦産業の生産量(D)	100	102	81	56	58
本邦産業の販売量(E)	100	115	110	68	73
本邦産品の市場占拠率(F)	100	101	87	69	75

(注) 令和2年の数値を100とする指数表記

損害が継続し、又は再発するおそれ

- 調査対象期間中の韓国産品と本邦産品の価格は不当廉売関税賦課の下においても本邦産品 (国内販売価格) > 韓国産品 (輸入価格) であった (令和4年を除く)。
- 指定された期間が満了した場合には、韓国産品の輸入価格は現行の不当廉売関税分が下がると推定され、本邦の産業は更なる国内販売価格の引下げを余儀なくされるものと認められる。
- その結果、本邦の産業は、製造原価に見合わない価格設定を強いられることとなり、事業の継続が困難になるおそれがあると考えられる。

- 不当廉売がされた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が、不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められた。

重要事実の開示

- 令和8年4月8日、利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物（指定貨物）、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売がされた指定貨物の輸入が、指定期間（不当廉売関税の課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項
- 不当廉売がされた指定貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実が、指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(参考) WTOアンチダンピング協定 第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

調査を踏まえた対応

重要事実の開示及び利害関係者の反論

- 前記の当局の認定（重要事実）を開示したところ、韓国の供給者からの主な反論。

反論		当局見解
①	調査当局は申請者が提出した資料を採用し、認定を行っているが、単一の資料によって結論付けることは適切とは言えず、複数の情報に基づき結論を出すべきである。	調査当局は、申請者が提出した資料のみならず、調査当局が収集した外部調査機関による調査レポートについても分析を行い、認定を行ったものである。
②	調査当局は、ホームページ等の記載を根拠として生産能力の拡大を予想しているが、これらの記載には、生産能力の拡大が日本市場を狙ったものである旨の言及はない。したがって、生産能力の拡大のみを根拠として日本向け輸出の回復・拡大を推認する調査当局の判断は、不合理である。	韓国供給者は、不当廉売関税の課税期間中にも一定量の日本向け輸出を継続しており、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、日本向け輸出が増加するおそれがあると評価することは不合理とはいえない。
③	韓国供給者が提出した意見について、調査当局は、未検証の情報に依拠しているものと指摘した。しかし、提出した資料は収集した情報に基づいて検討をしたものであり、一括して退けることは不当である。	韓国供給者から提出された資料については、出所等が具体的なものではなかった。また、韓国供給者からは質問状の回答を得ることができなかった状況で、調査当局は最善の情報に基づき検証を行っている。

➡ 反論を検証したところ、重要事実の内容を変更する必要は認められない。

調査により得られた結論

- 不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入による本邦産業の損害の事実が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあることが認められた。

最終決定（案）

- 韓国産炭酸二カリウムに対する不当廉売関税について、課税期間を延長することが適当（期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間。不当廉売関税率は現行どおり。）。